

仙台市農業委員会第 35 回総会議事録

I. 開催日時 令和 3 年 4 月 27 日（火曜日）午後 1 時 25 分から午後 2 時 07 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第 3 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件

第 4 号議案 農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願承認の件

第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）について

第 6 号議案 農地中間管理事業農用地利用集積計画（案）について（一括方式）

5. 協議

(1) 令和 3 年度農地パトロール（利用状況調査）の実施（案）

6. 報告

(1) 農地改良工事（現状変更）届出

(2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出

(4) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出

(5) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知

(6) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件

(7) 仙台農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画変更取扱要領の一部改正について

7. その他

(1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

①その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主査	伊藤 秀宣
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時25分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第35回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼 振興係長	初めに、新任職員の紹介をいたします。農地係主任の中塚慎哉です。 (新任職員退席)	
議 長 (佐々木会長)	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。 本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)	
議 長	それでは、5番大里重市委員、6番加藤和江委員を指名いたします。	
議 長	議案に入ります。 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会を、第一調査委員会が担当し、4月20日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略します。	(午後1時28分)

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会結城一吉委員長報告）

第1号議案の調査委員会結果について報告します。調査委員会を4月20日に実施いたしました。調査は3番赤間敬委員、5番大里重市委員、6番加藤和江委員、13番品川忠夫委員の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が1件、贈与による農業承継が2件の合計3件です。番号1番の報告は13番品川忠夫委員、番号2番の報告は6番加藤和江委員、番号3番の報告は5番大里重市委員です。

（13番品川忠夫委員報告）

番号1番は、贈与による所有権移転です。同一世帯の親から長男へ贈与により農業承継を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で266aの農地を耕作しています。4月12日に早坂久・倉片誠喜農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（6番加藤和江委員報告）

番号2番は、売買による所有権移転です。近隣の農地を売買により取得して耕作の利便を図り規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機2台を所有し、家族2人で44aの農地を耕作しています。4月12日に嶺岸若夫農業委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（5番大里重市委員報告）

番号3番は、贈与による所有権移転です。同一世帯の妻と長男に持分3分の1ずつ贈与するもので、農業承継して農業経営の安定を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で466aの農地を耕作しています。4月9日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。
第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時30分)

議 長

第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会結城一吉委員長報告）

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、4番大泉権吾委員、11番菊地郁夫委員、15番鈴木正年委員と私（19番結城一吉委員）の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが4件、駐車場に転用するものが1件、建売住宅に転用するものが1件、土砂置場に一時転用するものが1件の合計7件です。番号1番と2番の報告は4番大泉権吾委員、番号3番と4番の報告は15番鈴木正年委員、番号5番から7番までの報告は11番菊地郁夫委員です。

（4番大泉権吾委員報告）

番号1番は、資材置場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内的の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、電気工事業者が事業規模拡大のため、畑388㎡を転用し、資材置場に190㎡、駐車場（普通車3台、運搬車3台）に127㎡、通路等に71㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。賃貸借の期間は、5年間です。なお、許可を得ず現地を整地していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、土砂置場に一時転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良

事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が仙台市の道路拡幅工事を受注し、当該道路に隣接する、畑6,295㎡のうち983.80㎡を転用し、土砂置場に800㎡、資材置場に43.80㎡、通路等に140㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。一時転用であることから、復元計画書が提出されております。一時転用の賃貸借期間は、令和3年8月31日までです。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(15番鈴木正年委員報告)

番号3番は、資材置場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が畑429㎡と宅地667.32㎡を含む事業面積1,096.32㎡を利用し、資材置場に200㎡、駐車場(普通車3台、大型車4台)に375㎡、通路等に521.32㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。賃貸借の期間は、10年間です。また、許可を得ず砂利整地をしていたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が既存施設の拡張のため、隣接する畑2,569㎡を転用し、資材置場871㎡、駐車場(普通車10台、重機・トラック10台)に1,038㎡、通路等に660㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(11番菊地郁夫委員報告)

番号5番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土

地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産・建設業者が畑 1,510 m²を転用し、資材置場に 458 m²、駐車場（普通車 5 台・大型車両 4 台）に 202 m²、通路等に 850 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建築業者が田 140 m²を転用し、駐車場（普通車 6 台）に 75 m²、通路に 65 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、建売住宅に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建築業者が畑 107.63 m²と宅地 402.96 m²を含む事業面積 510.59 m²を利用し、建売住宅 2 棟に 168.74 m²、駐車場（普通車 6 台）に 75 m²、通路等に 266.85 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。
第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時31分)

議 長

第3号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第一調査委員会結城一吉委員長報告)

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、3番赤間敬委員、5番大里重市委員、6番加藤和江委員と13番品川忠夫委員の4名で行いました。今回の申請は、現場事務所に一時転用していましたが事業計画変更承認申請により工期の延長をするものが1件です。調査報告は3番赤間敬委員です。

(3番赤間敬委員報告)

賃借権の設定により現場事務所に一時転用していましたが、工期の変更に伴い事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。令和元年10月30日付け農地法第5条許可で現場事務所に一時転用していましたが(仙台市発注の橋梁補強及び補修工事)、令和2年5月の度重なる大雨の影響で工期が当初の令和2年8月31日までから令和3年4月30日まで(8ヶ月間)延長されたため、令和2年8月28日付で事業計画変更を承認しています。今回、更なる工事の遅れにより、令和3年8月31日まで再度工期延長が必要となったものです。事業面積に変更はなく、用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。賃借料の増加に関しても自己資金で対応可能であることを確認しています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件については、承認することに決定いたします。
(午後1時32分)

議 長 第4号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件について、を上程いたします。調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会結城一吉委員長報告）

第4号議案の調査結果について報告します。調査は、3番赤間敬委員、5番大里重市委員、6番加藤和江委員、13番品川忠夫委員の4名で行いました。今回の非農地証明願は、駐車場が1件です。調査報告は3番赤間敬委員です。

（3番赤間敬委員報告）

申請地は、市街化区域です。現在の現況は駐車場です。願出事由は、昭和46年11月に開発許可を受け、農地法第5条の許可を得ないで店舗敷地として使用してきた後、平成6年に店舗の建物を解体し、その後駐車場として利用しているものです。確認資料である、開発行為許可書写し・建物閉鎖登記簿謄本・固定資産税課税証明書・航空写真・現地写真により非農地対象条件③（農地法施行後の人為的改廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの）に該当し、承認相当と調査しました。

議 長 第4号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長 それでは、意見等がありませんので採決します。
第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定いたします。
(午後1時33分)

議 長 第5号議案農用地利用集積計画（案）について、を上程いたします。
それでは、事務局から説明願います。

事務局 第5号議案農用地利用集積計画（案）は、令和3年5月14日仙台市公告予定で、

農地係長	令和3年5月15日設定です。新規が1件で2,229㎡です。農業委員会の契約であり、2月の利用調整会議により調整したものです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。
議 長	この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、質問等がありませんので採決します。 第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって第5号議案農用地利用集積計画（案）については、承認と決定します。 (午後1時35分)
議 長	第6号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画（案）について（一括方式）、を上程します。それでは、事務局から説明願います。
事務局 農地係長	第6号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画（案）について（一括方式）は、令和3年5月14日仙台市公告予定分です。一括方式は、集積計画と配分計画を併せて一括設定するものです。総数で127件、545,311㎡です。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。
議 長	この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、質問等がありませんので採決します。 第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって第6号議案農地中間管理事業農用地利用集積計画（案）について（一括方式）は、承認と決定します。 (午後1時37分)
議 長	続きまして、協議に入ります。

協議事項 (1)「令和3年度農地パトロール (利用状況調査) の実施 (案)」について事務局から説明願います。

事務局

— 説明 — (1)「令和3年度農地パトロール (利用状況調査) の実施 (案)」

議長

協議事項 (1) について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

郷古雅春委員
(9番)

説明の中で農地台帳と航空写真がリンクしたとのことですが、農地パトロールの時にそういうデータがあるとパトロールをしやすいという話も出ています。農地パトロールの際に私たちがそのデータを見たり使うことはできるのでしょうか。

事務局

昨年の7月に農地台帳に地図システムを導入し、窓口でも活用できるようになりました。今回はその地図をお渡しして現場に行くこととなります。日常的なパトロールの時に使える地図として、全国農業会議所が公開している農地ナビの仙台市分データを更新しましたので、ご利用ください。なお、形状や面積はわかりませんが地権者は出てきません。

また、国の補助金のメニューとしてタブレット端末を使用する動きがありますが、農地台帳は個人情報が入っているため、持ち出して紛失などを懸念しています。なお国では電子地図を実施する話も出ており、そちらとリンクする動きも出ています。

郷古雅春委員
(9番)

現場でパトロールをする時に場所の特定と所有者を確認したいので、システムを持ち出すのが難しいのであれば、エリアを絞った紙ベースの資料があると助かります。

議長

他にご質問はございませんか。質問がないようですので、(1)「令和3年度農地パトロール (利用状況調査) の実施 (案)」については、承認といたします。

以上で協議事項を終了いたします。

(午後1時48分)

議長

続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。

(1) 農地改良工事 (現状変更) 届出につきましては、書面での報告とします。

調査報告 (机上配布)

(結城一吉第一調査委員会委員長報告)

農地改良工事 (現状変更) 届出について、令和3年4月20日の調査委員会で調査しました。その結果を報告いたします。届出は2件ありました。番号1番は、田 5,531 m²の内 2,531 m²を盛土して畑として利用するものです。市街化調

整区域の農振農用地区域内の農地です。昨年度同所に 3,000 m²の農地改良工事を実施しており、令和2年12月25日に完了届出が提出され、適正であることを確認しております。今回 2,531 m²について同様の工事を行うものです。本農地は4枚の棚田となっており、隣接農地より低く水はけが悪く管理しにくいことから、盛土し畑として利用するもので、麦・大豆等を栽培する計画です。隣接する農地と同程度の高さに盛土する計画で、周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、令和3年5月6日から10月30日までの約6ヶ月です。4月3日に本間昭農地利用最適化推進委員が現地を確認し、周辺に影響のないよう適正に工事をするよう指示しております。仙台市大倉川土地改良区からの同意書も提出されており、関係書類も整備されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。

番号2番は、田 2,704 m²を盛土して畑として利用するものです。市街化調整区域の農振農用地区域内の農地です。本農地は1枚の田となっており、地盤が軟弱で水はけが悪く管理しにくいことから、盛土して畑として利用するもので、オーチャード（牧草）を栽培する計画です。隣接する農地は田のみで、盛土して用排水を整備することから周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、令和3年5月1日から10月31日までの約6ヶ月です。4月7日に若生宏明農地利用最適化推進委員が現地を確認し、周辺農地及び水路に流入しない対策を講じるよう指示しております。仙台市泉土地改良区から同意書が提出されており、関係書類も整備されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。

議長

農地改良工事届出につきまして、何か質問等はありませんか。

(全員なし)

議長

続きまして、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(6)相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局

農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり10件の届出(番号4080から4083まで3/21~3/31受付分4件、番号4001~4006まで4/1~4/20受付分6件)がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が3件、公衆用道路への転用が2件、共同住宅・宅地・サービス付き高齢者向け住宅・資材置場・駐車場への転用が1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、4ページから9ページに記載のとおり22件の届出(番号5172から5182

まで3/21～3/31 受付分 11 件、番号 5001～5011 まで4/1～4/20 まで受付分 11 件) がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が 10 件、駐車場への転用が 5 件、共同住宅・宅地造成・宅地・事務所・店舗・葬祭会館・公衆用道路への転用が各 1 件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備して いましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(4)農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出については、 10 ページから 11 ページに記載のとおり 4 件の届出がありました。すべて相続に よる権利取得となっております。

続きまして、(5)農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について は、12 ページに記載のとおり 7 件ありました。すべて合意解約によるものとなっ ております。

続きまして、(6)相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件については、 13 ページに記載のとおり 1 件ありました。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(2)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。

次に(7)仙台農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画変更取扱要領の一部改 正について、は事務局から説明願います。なお、質問については説明後、受けま す。

事務局

農地係長

— 説明 — (7)仙台農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画変更取扱要領 の一部改正について

議 長

(7)仙台農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画変更取扱要領の一部改正 について、ご質問等はございませんか。

これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。

以上で報告事項を終了いたします。

(午後 1 時 56 分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。
(1)会長報告を私から（佐々木均会長）報告します。資料 3 をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議 長

続きまして、事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(2)事務局からの連絡事項について

(ア)農地法第3条の判断基準に係る意見照会（ピーカンナッツ等の栽培）の件について

(イ)4月13日から延期していた全体会ですが、役員会で、延期か中止の判断は緊急事態宣言が終わってから行うことになりました。期間が5月11日に延びましたので、その後判断します。会長、会長職務代理者に一任していただくことになりました。延期の場合は5月27日の総会後に予定しています。農地利用最適化推進委員の皆様にも5月27日の午後は空けておいてくださるようお願いください。

(ウ)農地等の利用の最適化に関する意見について（依頼文書）

(エ)令和4年度農林関係税制改正要望について（依頼文書）

(オ)仙台市農業委員会事務局職員名簿・担当事務

(カ)「農村プロデューサー」養成講座のご案内

(キ)令和3年5月～6月の予定表

(ク)他市町村農業委員会だより等

議長

その他についてご意見、ご質問等はございますか。

(意見なし)

議長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。

他に何かありますか。

なければ以上で全てを終了いたします。

司会：主幹兼振
興係長

それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。

中野会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第35回総会を閉会します。

閉 会

(午後2時07分)